株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成二十五年七月一日から九月三十日までとする。

平成二十六年二月二十五日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
代表取締役　池田　憲人

1　支援決定を行った件数
六十六件
2　買取申込み等期間の延長を行った件数
該当なし
3　支援決定を撤回した件数
該当なし
4　買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
買取決定を行った対象事業者の概要
一　宮城県沿岸部の製造業者（津波により本社事務所、工場が全壊）
二　宮城県沿岸部の自動車整備業者（津波により事務所、工場が流出）
三　岩手県沿岸部の自動車修理業者（津波により工場設備が損壊）
四　千葉県の製造業者（液状化により一時事業が停止）
五　静岡県の卸売業者（風評被害により売上が減少）
六　栃木県の電気工事業者（風評被害により受注していた事業がキャンセルとなった）
七　宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により工場設備、在庫が流出）
八　岩手県沿岸部の印刷業者（震災により工場設備が損壊）
九　栃木県の情報サービス業者（震災によりメインオフィスが損壊）
十　岩手県沿岸部の理容業者（津波により建物内の什器備品、在庫商品等が流失）
十一　宮城県沿岸部の旅客運送業者（津波により貸切バス等が水没し廃車）
十二　岩手県沿岸部の農業者（震災により施設が損壊、風評被害による販売機会の喪失）
十三　宮城県沿岸部の小売業者（震災により店舗が損壊）
十四　宮城県沿岸部の飲食業者（震災により店舗が全壊）
十五　岩手県沿岸部の小売業者（津波により建物内の什器備品、在庫商品等が流失）
十六　宮城県沿岸部の小売業者（津波により店舗、設備、在庫等が流出）
十七　青森県沿岸部の水産加工業者（津波により本社事務所が全壊）
十八　宮城県沿岸部の小売業者（津波により自宅兼店舗、車輌が流出）
十九　岩手県沿岸部の医療福祉事業者（津波により施設が全壊）
二十　福島県浜通りの建設業者（原発事故により事業拠点が避難区域に指定されたことで、売上が大幅に減少）
二十一　福島県中通りの製造業者（震災により工場、設備が損壊、間接被害により受注減少）
二十二　宮城県沿岸部の運送業者（津波により営業所が全壊）
二十三　青森県沿岸部の小売業者（震災により店舗が一部損壊）
二十四　福島県沿岸部の冠婚葬祭業者（震災により保有施設の半数以上が損壊）
二十五　茨城県沿岸部の金属加工業者（震災により工場設備が損壊）
二十六　栃木県の旅館業者（原発事故に起因する風評被害により売上減少）
二十七　栃木県の建設業者（震災により本社建物、周辺施設が損壊）
二十八　宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により本社事務所、工場が大規模損壊）
二十九　宮城県沿岸部の製造業者（津波により本社工場、事務所が全壊）
三十　茨城県沿岸部の医療福祉業者（震災により施設、設備が損壊）
三十一　岩手県沿岸部の菓子製造業者（津波により有形固定資産が全壊、在庫も流出）
三十二　青森県沿岸部のサービス業者（主要な取引先が被災したことにより売上が大幅減少）
三十三　岩手県沿岸部のサービス業者（津波により店舗が損壊）
三十四　宮城県沿岸部の冠婚葬祭業者（津波により施設が損壊、車両等が流出）
三十五　宮城県沿岸部の食品製造業者（震災により設備が損壊、風評被害により売上が減少）
三十六　宮城県沿岸部の小売業者（津波により建物が全壊）
三十七　岩手県南部の塗装業者（震災により流通網が遮断されたことにより売上が減少）
三十八　宮城県沿岸部の卸売業者（震災により建物、機械設備が損壊）
三十九　岩手県沿岸部の電気工事業者（震災により本社事務所が損壊）
四十　宮城県沿岸部の飲食業者（津波により店舗及び車両が流出）
四十一　宮城県沿岸部の建設業者（津波により事務所兼倉庫が浸水し、設備類が流出）
四十二　福島県中通りの宿泊業者（震災により施設が損壊）
買取りに係る債権の元本総額
百七億五千九百十四万七千円
5　出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額（債務の株式化等による場合にあっては、現物出資された債権の元本総額）
該当なし
6　対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除を行った件数
四十六件
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
百七億九千五十一万千円
処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
五十三億八十二万八千円
7　一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
該当なし